

千葉県訓令（甲）第1号

庁 中 一 般

千葉県電子情報処理規程（平成14年千葉県訓令（甲）第10号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月30日

千葉県長 神 谷 俊 一

目次中「第31条」を「第30条」に、「第32条」を「第31条」に、「第36条」を「第35条」に、「第37条」を「第36条」に改める。

第2条第4号中「千葉県個人情報保護条例（平成17年千葉県条例第5号。以下「条例」という。）第2条第7号に規定する実施機関」を「市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者並びに議会」に改め、同条第5号中「条例第2条第1号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項」に改める。

第30条第1項中「条例第2条第4号」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項」に改める。

第31条を削り、第4章中第32条を第31条とし、第33条から第36条までを1条ずつ繰り上げる。

第5章中第37条を第36条とする。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。